



APPROVAL NO. L647173

災害死亡給付金付個人年金保険

あなたの 未来づくりを 応援する保険です。















# あなたの**年金**、 **将来いくらもらえるか**ご存知ですか?

## 将来の生活にはいくら必要なの?

●65歳以上の世帯で1ヵ月に必要な生活費※1は…



(早)世界



約15.8万円



夫婦2人世帯

(月額)

约**28.4**万円

● "ゆとりある"生活費<sup>※2</sup>の場合…



夫婦2人世帯

(月額)

約37.9万円

## 将来、**公的年金**は**どのくらいもらえる**の?

●令和6年度に年金受給を開始する方(67歳以下の場合)の年金額の例※3は…





夫婦2人分約23万円

平均標準報酬(賞与含む月額換算)43.9 万円で40年間就業した場合に受け取り始める年金(老齢厚生年金と2人分の老





6.8万円

国民年金のみ受給者の老 齢基礎年金1人分の金額 (満額)

- ※1 出典:総務省統計局「2023年家計調査家計収支編」(消費支出額+非消費支出額)
- ※2 出典:(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」
- ※3 出典:厚生労働省 報道資料「令和6年度の年金額改定について」

## ご自身が将来受け取れる公的年金額を、 厚生労働省の「公的年金シミュレーター」で試算してみましょう!!



## 「働き方・暮らし方」の変化に応じて将来受け取る年金額を試算できる





https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp

公的年金シミュレーター 使い方HP



https://www.mhlw.go.jp/ stf/kouteki\_nenkin\_simulator.html

「ねんきん定期便」の「二次元コード」からも 試算することができます。

# **ゆとりある将来**のために、 "じぶん年金"(私的年金)を考えてみませんか?

## しないある将来のためには、**公的年金+αを検討しましょう**。

●公的年金だけだと、1ヵ月に必要な生活費にも不足する可能性があります。



65歳以上夫婦2人 世帯の1ヵ月に 必要な生活費※1 65歳以上夫婦 2人分の一般的な 公的年金受取額<sup>※3</sup>

不足額

年額

<sup>月額)</sup> 約**23**5m — 約**5**50 60万円



65歳以上夫婦2人 世帯の1ヵ月の ゆとりある生活費※2

世帯の1ヵ月の とりある生活費<sup>※2</sup> 2

65歳以上夫婦 2人分の一般的な 公的年金受取額<sup>※3</sup>

不足額

年額 **180**万円

37.9万円 - 約23万円 = 約15万円

ゆとりある将来のためには**自助努力が大切**です。

## "じぶん年金"(私的年金)を備えておけば安心です。

●職業・お勤め先などにより将来受け取れる年金は異なりますが、 "じぶん年金"(私的年金)を備えておけば安心です。



※4 新規裁定者(67歳以下)の場合



# セカンドライフの 生活資金準備をはじめ、

将来必要な資金を計画的に準備できます。

開始時

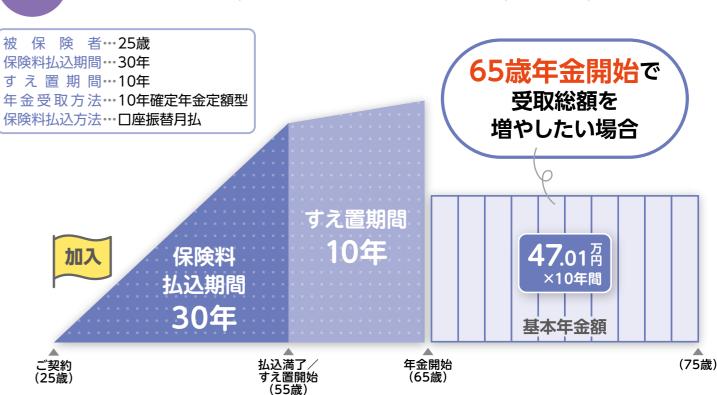
受取累計額を下回ります。

みらいプラスなら ゆとりある老後を過ごすための 資金をご準備いただけます!

歳 年金開始 年齢 受取方法 年齢 の受取方法の 単位で から入れます。 設定できます。 なかから選べます。

一定額の年金が みらいプラスの仕組図(イメージ) 10年間受け取れます。 積立年金原資 10年間 責任準備金 年金開始後5年間の 年金額が充実しています。 積立配当金 10年 確定年 死亡給付金 加入 災害死亡給付金は ● 基本年金 死亡給付金額×1.1 10年間 一定額の年金が 保険料払込期間 5年間受け取れます。 ● 増加年金 ご契約 払込満了 ● 基本年金 すえ置期間\*1 簡単な 税制上の 手続きで メリットが を設定 ← 5年間 → ご加入 あります! できます! 契約時に定めた年金受取方法に いただけます! 代えて、年金開始時に一括で 受け取ることもできます。※2 告知事項は、ご職 個人年金保険料 保険料払込期間満 積立年金 了後から年金受取 業のみです。 税制適格特約を付 開始まですえ置期 加すると、個人年 金保険料控除によ 間※1を設けること -基本年金 り、所得税・住民税 で、受取額を増や の負担を軽減でき せます。 ます。 ←年金→ ※2 一括受取額は年金での

10,000円 受取年金総額 4.393.500円 毎月の保険料 ご契約例 老齢年金受給前の 険 者…25歳 保険料払込期間…30年 5年間を すえ置期間…5年 手厚く備えたい場合 年金受取方法…10年確定年金前厚型 保険料払込方法…口座振替月払 すえ置 **58**.58克 加入 保険料 ×5年間 **29**.29周 払込期間 ×5年間 30年 基本年金額 (65歳) ▲ (70歳) 払込満了/ すえ置開始 (55歳) 年金開始 ご契約 (25歳) (60歳) 10.000円 受取年金総額 4.701.000円 毎月の保険料 ご契約例 保 険 者…25歳 保険料払込期間…30年



※1 すえ置期間は一定範囲内からご選択いただけます。



# みらいプラス 3つのポイント

災害死亡給付金付個人年金保険



## 年齢・性別にかかわらず

# 一律の保険料です

加入目的にあわせて、保険料払込期間、すえ置期間(0年・5年・10年)を自由に設定できます。

#### 受取年金額表

<ご契約例>保険料:1万円/保険料払込方法:□座振替月払

保険料		払込保険料	受取年金総額(万円)			
払込期間			累計額(万円)	5年確定年金 (定額型)	10年確定年金 (定額型)	10年確定年金 (前厚型)
20年	10年	0~45歳	240	289.00	<b>298</b> .80	<b>295</b> . <sup>50</sup>
30年		0~35歳	360	<b>455.</b> 35	<b>470.</b> 10	465.25
40年		0~25歳	480	<b>637.</b> <sup>75</sup>	<b>658</b> .80	<b>651</b> .60
20年	5年	0~50歳	240	273.05	282.20	279.15
30年		0~40歳	360	<b>429.</b> 90	<b>444.</b> 20	<b>439.</b> 35
40年		0~30歳	480	602.40	621. <sup>90</sup>	615. <sup>75</sup>
20年	0年	0~55歳	240	<b>254</b> . <sup>20</sup>	261. <sup>40</sup>	259. <sup>00</sup>
30年		0~45歳	360	406.15	<b>419.</b> 60	415.05
40年		0~35歳	480	<b>568.</b> <sup>20</sup>	<b>587</b> .90	581. <sup>40</sup>

<sup>\*</sup>保険料払込期間・すえ置期間が同じ場合、受取年金額は年 輪・性別に関係なく一律です。

\*受取年金総額には積立年金、増加年金は考慮していません。

## 万一のときは

# 死亡給付金が支払われます

年金開始日の前日までに被保険者が死亡した場合は死亡給付金をお支払いします。 なお、不慮の事故や所定の感染症により死亡した場合は 災害死亡給付金をお支払いします。

#### 死亡給付金

	支払事由	支払額
死亡給付金	被保険者が死亡したとき (ただし、災害死亡給付金が支払われる場合を除きます)	責任準備金 相当額
災害死亡給付金	被保険者が不慮の事故や 所定の感染症で死亡したとき	死亡給付金額の 1.1倍の金額

<sup>\*</sup>年金支払期間中に被保険者が死亡した場合には、未払年金の現価を一括でお支 払いします(未払年金の現価については、当社の担当者、最寄りの営業所、支社ま たはお客さまセンターまでお問合わせください)。

# 税制上のメリットがあります

所定の条件を満たし「個人年金保険料税制適格特約」を付加して 「みらいプラス」に加入した場合、毎年支払う保険料は個人年金保険料控除の 対象となり、所得税・住民税が軽減されます。

\*個人年金保険料税制適格特約を付加せずにご契約いただいた場合、 一般生命保険料控除の対象になります。

#### 個人年金保険料税制適格特約のメリット

一般生命保険料控除とは別枠で、

税金の負担が軽減される個人年金保険料控除の適用を受けることができます。

所得税 富40,000円/年間 住民税 富28,000円/年間

個人年金保険料控除として、上記金額が所得から控除されます。

税制適格特約を付加した「個人年金保険」の保険料は、所得税の場合は 保険料の80.000円までが対象となり最大で40.000円の所得控除が、 住民税の場合は保険料の56,000円までが対象となり最大で28,000円 の所得控除が受けられます。



年収500万円の会社員が、月払保険料7,000円(年間保険料84.000 円)の個人年金保険に加入すると

給与収入 500万円

課税所得 236万円 10%(一律)

(所得税の所得控除額)40.000円 ▶ 所得税減税額 4.000円(40,000円×10%)

あわせて

住民税の所得控除額 28.000m (住民税減税額 2.800m(28.000m×10%)

6.800円

### 個人年金保険料税制適格特約を付加できる条件

年金受取人は 契約者 または 配偶者

年金受取人は

年金開始 被保険者と 年齢が 60歳以上 同一人

年金受取 期間が

10年以上

保険料払込 期間が 10年以上

5

<sup>\*</sup>この表は保険料1万円でご契約いただいた場合の受取年 金総額を記載したものです。

ポイント

<sup>\*「</sup>個人年金保険料税制適格特約」を付加されますと、積立配当金の途中引出はで きないなどの制限があります。

#### 保険用語の説明

#### ●基準年金年額

ご契約時に定めた基準となる年金額のことで、年金支払開始後 第1回目の基本年金額と同額です。

#### ●基本年金額

定額型の場合は基準年金年額と同額です。前厚型は第1回目から 第5回目までの基本年金額は基準年金年額と同額、第6回目以後の 基本年金額は、基準年金年額の50%相当額となります。

#### ●責任準備金

将来の年金などを支払うために、契約者から払い込まれる保険料の なかから積み立てられるものをいいます。

#### ●積立年金

年金開始前の積立配当金\*を原資とする年金です。

#### ●増加年金

年金開始後の社員配当金\*を原資とする年金です。

#### ●すえ置期間

保険料払込満了日の翌日から年金開始日の前日までの期間のこと をいいます。

#### ●死亡給付金

年金開始前に被保険者が死亡したときにお支払いする金額です。 ただし、災害死亡給付金が支払われる場合を除きます。

#### ●災害死亡給付金

年金開始前に被保険者が不慮の事故や所定の感染症で死亡した ときにお支払いする金額です。

#### ●未払年金の現価

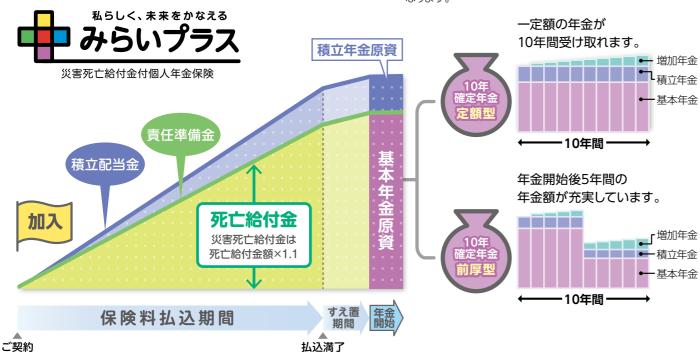
まだお支払いしていない将来の年金を支払うために現在必要な 金額のことをいいます(将来の年金額を所定の利率で割り引いて 計算します)。

※運用実績により変動し、支払われないこともあります。

## 基本年金の型について

定額型-毎年の基本年金額は、基準年金年額と同額です。

前厚型-第1回目から第5回目までの基本年金額は基準年金年額と同額 第6回目以後の基本年金額は、基準年金年額の50%相当額と なります。



## 年金の支払について

いるとき年金をお支払いします。

年金開始日以後、年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存してただし、最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、年金支払期 間中の未払年金の現価をお支払いします。

### 社員配当金について

社員配当金は、毎年の決算により生じた剰余金から契約者に公平に分 配され、通常ご契約の2年後からお支払いします。配当金額は、危険差 損益、利差損益および費差損益にもとづいて計算されます。したがって、 配当金額は変動(増減)し、決算状況によっては社員配当金が0となるこ ともあります。

- ■この社員配当金に当社所定の利率で計算した利息を付けて積み立て たものを積立配当金といい、ご契約が消滅したとき、または契約者か らご請求があったときにお支払いします。ただし、個人年金保険料税 制適格特約が付加されたご契約については、積立配当金の途中引出 はできません。
- ■なお、利息の計算に使用する利率(積立利率)は金利水準などにより 変動します。具体的な利率については、当社ホームページをご参照く ださい。

## 解約払戻金について

ご契約を途中で解約した場合、解約払戻金をお支払いします。ご契約 後相当の期間が経過するまでの間は、払戻金はお払い込みいただい た保険料の総額を下回ります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、 解約払戻金はほとんどありません。

また、すえ置期間中に解約された場合も、払戻金が払い込まれた保険 料の総額を下回ることがあります。

## 年齢計算について

■被保険者の契約日における契約年齢は、満年齢(1年未満の端数は切 捨て)で計算します。

■ご契約後の被保険者の年齢は、毎年の契約応当日ごとに契約年齢に 1歳ずつ加えて計算します。

### 個人年金保険受け取り時の課税について

■個人年金保険の受け取り時は、契約者と年金受取人の関係により、受 取人にかかる税金の種類が異なります。

- ■契約者と年金受取人が同一の場合は、所得税の対象になります。
- ■契約者と年金受取人が別人の場合は、贈与税の対象になります。





## 個人年金のご契約に際して、ご留意いただきたい事

契約者(保険料負担者)と年金受取人が異なる場合※、年金開始時点で年金受給権の評価額が 贈与税の課税対象となります。

(※保険証券上の契約者と年金受取人が同一でも、実質的な保険料負担者が異なる場合も贈与税の対象となります。)

7 8

# - お客さまとの約束 -

フコク生命は相互会社です。

相互会社とは保険会社にのみ認められた株主がいない会社形態のこと。当社は創業以来、この相互会社形態を買く日本で唯一の会社です。

## 「ご契約者本位」という想い

1923年に「ご契約者本位」という想いのもと創業されたフコク生命。私たちのすべての活動は、この想いから始まっています。だからこそ、私たちは相互会社にこだわります。

それは、ご契約者が保険団体を構成し互いに助け合う相互扶助が保険の精神であり、相互会社は、この相互扶助の精神から生まれたご契約者を中心とする組織だからです。

## 相互会社のご契約者は「社員」

相互会社における保険事業はご契約者の事業です。よって、ご契約者は「社員」と呼ばれます。 ご契約者は、利用者(お客さま)であり、会社の所有者(社員)になります。

## フコク生命の責務と使命

#### 保険会社としての責務

いかなることがあっても 保険金・給付金等を 確実にお支払いすること

#### 相互会社としての使命

配当還元のさらなる充実を通じて、 ご契約者の実質的な 保険料負担の軽減を図ること

この責務と使命を果たしていくために、当社はご契約者の利益を守ることを考え、過度な成長では なく、ご契約者を守るための成長を追求しています。

生命保険はご契約者との一生涯にわたる、さらには世代を超える約束であり、終わりのない仕事です。 私たちは、相互扶助の精神のもと、ご契約者にしっかりと寄り添い、未来永劫ご契約者との約束を守ります。

## 私たちのこだわり

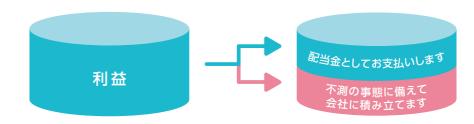
## お客さまのご契約のほとんど\*が有配当保険です。

※保有契約の約96%

2年後

#### 有配当保険とは、会社の利益の一部を配当金としてご契約者へお支払いする保険です。

フコク生命に加入していただいているお客さまのご契約のほとんど\*はご加入いただくことで 「社員」となる「有配当保険」です。

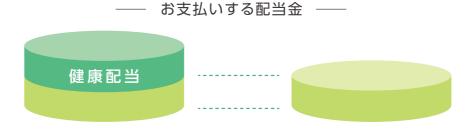




## 「健康配当」に力を入れています

#### フコク生命は、お客さまの声から生まれた「健康配当」に力を入れています!

健康配当とは、入院給付金の支払いがなかった医療保険契約に、上乗せしてお支払いする配当です。この仕組みを通じて保険料負担を軽減することで、お客さまのお役に立ちたいと考えています。



入院給付金の支払いのないご契約

入院給付金の支払いのあるご契約



ご検討にあたっては、「保険設計書(契約概要)」「特に 重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約の しおり一定款・約款」を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり-定款・約款」は契約についての大切な 事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。 必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

#### [ご契約のしおり-定款・約款] 記載事項の例

- ●クーリング・オフ制度(申込みの撤回・ご契約の解除)に ついて
- ●給付金等をお支払いできない場合について
- ●解約と払戻金について ●職業等の告知義務について
- ●社員配当金について
- ●契約内容の変更等について

#### 生命保険募集人について

明しています。

請求ください。

保険種類をお選びいただく際には

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険 契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありま せん。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約の 申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

「フコク生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

このパンフレットは「フコク生命の保険種類のご案内」に記 載されている災害死亡給付金付個人年金保険についてご説

この冊子は当社担当者、最寄りの支社または営業所にご

記載の税務上の取扱いは、2024年3月現在の税制によるものです。 実際の取扱い等につきましては、税理士または所轄の国税局・税務署にご確認ください。

## 富国生命保険相互会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 フコク生命のホームページ https://www.fukoku-life.co.jp 生命保険のお手続きやご契約に関する照会先 フコク生命 お客さまセンター

#### 0120-259-817

受付時間 平日9:00~17:00(12/30~1/3を除く)

担当者

営企 269910 △2403-100,000 TP